

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 2

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 3
- 借入れ及び保守契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 6
- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 9

### ◇ 上下水道局

- 給水装置工事事業者の指定の取消し【上下水道局水道部配水管理課】 13

## 北九州市告示第433号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月11日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
介護医療院光寿荘	北九州市門司区大字田野浦1018番地1	令和2年12月1日
新栄会病院介護医療院	北九州市小倉北区弁天町12番11号	令和2年12月1日
医療法人ながい内科・循環器内科クリニック	北九州市八幡西区本城東一丁目10番13号	令和2年12月1日
こうゆうファミリークリニック	北九州市戸畑区小芝一丁目1番32号	令和2年12月1日

### 2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ぴよんた薬局	北九州市戸畑区小芝一丁目1番35号	令和2年12月1日

### 3 訪問看護ステーション

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションけあらんど	北九州市小倉南区下城野一丁目8番1号	令和2年12月1日

北九州市公告第 8 1 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド北九州小倉店  
北九州市小倉南区葛原東一丁目 1 4 4 8 番地 8 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ベガホールディングス  
代表取締役 竹森広樹  
北九州市小倉北区片野一丁目 1 5 番 9 - 1 0 3 号
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - ア 変更前 5, 0 1 1 平方メートル
    - イ 変更後 6, 6 3 1 平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 変更前 A 棟北側 1 8 台  
A 棟 1 階 1 5 3 台  
A 棟西側 1 7 2 台  
A 棟東側 5 0 台  
計 3 9 3 台
      - (イ) 変更後 A 棟北側 1 8 台  
A 棟 1 階 1 5 3 台  
A 棟西側 6 0 台  
計 2 3 1 台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 変更前 A 棟北側 5 0 台
      - (イ) 変更後 A 棟 1 階 1 0 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 変更前 A棟南西側 246.41平方メートル

(イ) 変更後 A棟南西側 45.5平方メートル

B棟南側 31.5平方メートル

計 77平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 変更前 敷地北側 1箇所

敷地南西側 1箇所

計 2箇所

(イ) 変更後 敷地北側 2箇所

敷地南西側 1箇所

敷地西側 1箇所

計 4箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(ア) 変更前 午前9時から午後9時まで

(イ) 変更後 午前9時から午後11時まで

4 変更する年月日

(1) 前項第1号 平成25年7月10日

(2) 前項第2号ア 令和3年8月5日

(3) 前項第2号イ 平成14年

(4) 前項第2号ウ 平成25年7月10日

(5) 前項第3号ア 平成22年

(6) 前項第3号イ 令和2年12月5日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和2年12月4日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年4月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝

日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

#### 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年4月12日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

## 北九州市公告第 8 1 6 号

一般競争入札により、介護認定事務処理（独自作成）システム用ノートパソコン（40台）等の借入れ及び保守契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月11日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 調達契約の名称及び数量 介護認定事務処理（独自作成）システム用ノートパソコン（40台）等の借入れ及び保守 一式
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 市長が指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター4階

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課認定審査係

イ 日時 公告の日から令和2年12月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午

後4時30分まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 実施しない。
- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年12月23日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年1月8日午後5時までに必着のこと。

- (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号  
総合保健福祉センター4階 42会議室  
イ 日時 令和3年1月12日 午前10時30分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語  
イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札  
イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札  
ウ 入札仕様書記載の入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札  
エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

- (7) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌

年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課認定審査係

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

総合保健福祉センター4階

電話 093-522-8752



## 北九州市公告第 8 1 7 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 売り払う物件

#### (1) 物件番号 4

ア 所在地 八幡西区馬場山東三丁目 1 4 3 7 番 4

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 9, 6 5 1. 8 9 平方メートル

エ 最低売却価格 8, 5 8 3 万円

#### (2) 物件番号 5

ア 所在地 八幡西区真名子一丁目 6 1 8 番 5 ほか 3 筆

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 3, 3 6 0. 8 0 平方メートル

エ 最低売却価格 4, 1 3 4 万円

### 2 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

#### (2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和 3 年 3 月 3 0 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）並びに令和 2 年 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日（以下「年末休日」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

### 3 入札条件を示す場所及び期間

#### (1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

#### (2) 期間

公告日から令和 3 年 3 月 3 0 日まで（日曜日等及び年末休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

### 4 現地見学会の日時及び申込みを受け付ける期間

(1) 日時

ア 物件番号4 令和3年1月28日の午前10時から正午まで

イ 物件番号5 令和3年1月29日の午前10時から正午まで

(2) 申込みを受け付ける期間

公告日から令和3年1月20日まで（日曜日等及び年末休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

申込みは、北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で行うこと。

5 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和3年2月18日及び同月19日のそれぞれ午前9時から午後5時まで。

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

ア 物件番号4 令和3年3月30日 午前10時

イ 物件番号5 令和3年3月30日 午前11時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所地下2階第5入札室

7 入札保証金

(1) 入札価格の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(1) 本市が行う市有地売払いに関し、アからエまでの事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 契約規則第2条の規定に該当する者

## 9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

### 10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、本市は補償の責めを負わない。

### 11 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申込みを受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

令和3年6月21日から令和3年8月27日まで（日曜日等を除く。）  
の毎日午前9時から午後5時まで

1.2 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九州市上下水道局告示第39号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11第1項第1号の規定に基づき、給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同法第25条の11第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年12月11日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	取消年月日
F-057	山新設備	山口隆喜	福岡県遠賀郡岡垣町大字山田7 32番地6	令和2年1 2月1日